

令和7年度工芸原材料確保に向けた産地支援委託業務
企画提案募集要項

令和7年5月

沖縄県商工労働部ものづくり振興課

**令和 7 年度工芸原材料確保に向けた産地支援委託業務
企画提案募集要項**

沖縄県では、令和 7 年度工芸原材料確保に向けた産地支援委託業務の実施に関する委託先を、以下の要項で広く募集します。受託を希望される方は、事業内容等を御理解いただいた上で、応募してください。

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和 7 年度工芸原材料確保に向けた産地支援委託業務

(2) 目的

伝統工芸品の原材料は、伝統的に使用されてきた天然の原材料が主として用いられているが、従事者の高齢化や後継者不足等による生産量の不足や品質の不安定化、関係者間のネットワーク構築、情報共有・意見交換などが課題となっている。

特に、宮古上布・八重山上布の原材料である手績み苧麻糸については、績み手の高齢化により、手績み苧麻糸の不足が続いている。原材料不足は、上布の安定的な生産に影響を及ぼし、原材料確保に向けた取組が適切に行われないと、伝統工芸の維持はますます困難な状況となる。

そこで、本事業では、本県伝統工芸産地事業協同組合（石垣市織物事業協同組合）を対象に、ハンズオン支援により、原材料の課題の明確化に向けた専門家の活用や補助金申請書（案）の作成支援等を実施し、伝統的工芸品産業支援補助金（以下、「伝産補助金」という）の活用促進するとともに原材料の安定的な供給体制の構築を図ることを目的とする。

(3) 委託業務の期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 13 日まで

(4) 提案総額の上限額

7,846,000 円 以内（消費税 10%を含む）

提案にあたっては、上記金額を上限として見積もること。この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額ではない。

2 応募に係る事業内容

別添「企画提案仕様書」のとおり

3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(※) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- | |
|--|
| 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者 |
| 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 |
| 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者 |

- (2) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当するものでないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。なお、以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）。
- (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- (エ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。
- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 本募集要項及び企画提案仕様書に記載された趣旨に沿った事業を実施する能力を有していること。
- (5) 企画内容や課題への対応について、県の指示や調整に迅速に対応できること。
- (6) 本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 沖縄県内に本社を置く法人であること。または、県内に本社を有する事業者が1社以上参加している共同企業体でも応募可能とし、この場合の要件を以下のとおりとする。
- (ア) 共同企業体を代表する事業者が応募申請すること。
- (イ) 共同企業体を構成するすべての事業者は、応募資格(1)、(2)の要件を満たすこと。
- (ウ) 共同企業体の構成員のいずれかが、応募資格(3)の要件を満たすこと。
- (エ) 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
- (オ) 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
- (カ) 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。
- (8) 1提案者（共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体）につき、提案は1件であること。

4 応募方法等

(1) 応募書類等の提出

応募書類等の提出は、次により持参又は郵送により行うこと。

なお、郵送の場合は到着日時が確認できる方法（簡易書留等）を用いて、提出期限内に到着すること。

ア 提出期限 令和7年6月11日（水）12:00（厳守）

イ 提出場所 「8 問い合わせ先」のとおり

(2) 応募に係る質問

本募集要項及び企画提案仕様書等に関して質問がある場合には、質問書【様式9】を電子メール又はFAXによって提出することとし、送付後速やかに担当まで電話連絡し、受信の確認を行うこと。

ア 提出期限 令和7年6月5日(木)12:00(厳守)

イ 提出場所 「8 問い合わせ先」のとおり

(3) 質問に対する回答は、後日ホームページで掲載します。

5 提出書類及び必要部数等

(1) 提出書類

ア 応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式1】

イ 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式2】

ウ 法人概要表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式3】

エ 積算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式4】

オ 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式5】

カ 執行体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式6】

キ 実績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式7】

ク 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式8】

ケ 定款又は寄附行為(法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの)

コ 直近2事業年度の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)又はこれに類する書類

サ 法人の場合は、直近2年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。個人事業主の場合は、直近2年間の個人事業税について滞納がないことを証明する書類。

シ 共同企業体の場合は、協定書を添付。

(2) 提出部数 7部(ただし、ア、エ及びクについては正本に1部添付し、残部に複写を添付すること。また、ケからサについては、1部提出すること。)

(3) (2)に加え、提出書類ア～シのPDFデータをCD-Rにて提出すること。

(4) 企画提案書の内容については、今後の契約の基本方針となるため、提案の事業費総額内で実現が確約されることのみ記載すること。

なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

(5) 積算書の費目は以下の内容とし、各積算費目の内訳と単価、数量・人数等を記載すること。

ア 直接人件費

イ 直接経費 旅費、謝金、使用料及び賃借料、消耗品費、通信運搬費等

ウ 一般管理費 委託業務を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難な経費。「(直接人件費+直接経費-再委託費)×10/100以内、小数点以下切り捨て」とする。

エ 再委託費 当事業においては、企画提案仕様書5(4)で定める場合を除き、軽微な作業以外は原則認めない。

オ 消費税 上記の単価にすでに含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。また、消費税及び地方消費税として 10%（小数点以下切り捨て）で計算すること。

6 委託事業者の選定

(1) 審査方法

4 件以上の応募があった場合は書面による 1 次審査を実施する。候補者については、令和 7 年 6 月 18 日（水）【予定】に沖縄県商工労働部内に設置する企画提案評価委員会においてプレゼンテーション審査を行い選定する。当委員会については、非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じない。なお、応募状況等によっては審査方法等を変更することがある。

(2) 評価項目（予定）

以下の評価項目に応じて総合的な評価を行う。

ア 事業趣旨の理解

イ 提案内容

ウ 業務遂行能力・実働体制・実績

エ 積算内容

(3) 企画提案評価委員会により選定した事業者が辞退した場合、または県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて選定できるものとする。

7 その他留意事項

(1) 提案書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

(2) プレゼンテーションは、5（1）により提出した資料で行うものとし、資料の追加及び変更は認めない。

(3) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。

(4) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(5) 契約手続きに関する費用は、受託する事業者の負担とする。

(6) 受託事業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価・決定するため、具体的な内容と進め方は、沖縄県と受託事業者間で協議のうえ実施することとする。企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。

(7) 契約金額については、委託先候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された積算書と同額とならない場合がある。

(8) 事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払う。

(9) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(10) その他、公募に係る詳細は、企画提案仕様書による。

(※) 契約保証金について (抜粋)

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁8階

沖縄県商工労働部ものづくり振興課 工芸・ファッション産業班 担当：安谷屋

電話番号：098-866-2337 FAX 番号：098-866-2447

電子メールアドレス aa055301@pref.okinawa.lg.jp

9 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりである。

経費項目		内容
I. 直接人件費		事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II	旅費	事業を行うために必要な国内出張に係る経費（専門家を現地へ派遣する旅費等）
	謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
	使用料及び賃借料	事業を行うために必要な会議、講演会等に要する経費（会場借料、機材借料等）
	消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費

直接経費	通信運搬費	事業を行うために必要な運搬等に要する経費(郵便料、運送代、通信・電話料等)
	その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) －印刷製本費(事業成果報告書等の印刷製本に関する経費) －光熱水料(電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合) －翻訳通訳、速記費用
Ⅲ. 再委託費		・県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる(委任又は準委任する)ために必要な経費 ・受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費(請負契約)
Ⅳ. 一般管理費		委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費(Ⅰ直接人件費＋Ⅱ直接経費－Ⅲ再委託費)の10%以内を上限とする(小数点以下切り捨て。) ※ 上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者(共同事業体構成員を含む)が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注(請負契約)に必要な経費も対象とする。(請負契約の例：機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等)

(2) 直接経費として計上できない経費

ア 建物等施設に関する経費

イ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)

ウ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ その他事業に関係のない経費